

法科大学院における要件事実教育研究会

【日時】 平成16年12月4日 午後2時～午後6時

【場所】 日本俱楽部（東京都千代田区丸の内3-1-1国際ビル内）

【テーマ】

- 1 法科大学院における要件事実教育は司法研修所における要件事実教育とどのように違うのか違わないのか。
- 2 法科大学院における要件事実教育は司法研修所における要件事実教育から何を学ぶべきか。
- 3 法科大学院における要件事実教育が新司法修習制度との関係で留意すべき事項は何か。
- 4 その他関係事項

【次第】

- 1 開会の挨拶 桐ヶ谷 章 創価大学法科大学院長
- 2 所長挨拶 伊藤 滋夫 法科大学院要件事実教育研究所長
- 3 報告 山田 俊雄 最高裁判所司法研修所教官
大江 忠 慶應大学法科大学院教授
川崎 直人 中央大学法科大学院客員講師
山崎 敏彦 青山学院大学法科大学院教授
伊藤 滋夫 創価大学法科大学院教授
- 4 質疑応答・意見交換（途中20分程度休憩）
- 5 閉会
- 6 軽食

伊藤滋夫（創価）；本日の進行係りをつとめさせていただきます伊藤滋夫です。最初に創価大学法科大学院研究科長の桐ヶ谷先生より挨拶があります。

桐ヶ谷章（創価）；ただいまご紹介に預かりました創価大学法科大学院法務研究科長の桐ヶ谷です。本日はご多忙のところ多数の法科大学院のご参加をいただきましてありがとうございます。また、司法研修所からは山田俊雄教官のご参加をいただき、大変ありがとうございます。

今回の研究会にいたるまでの経過について簡単に報告させていただきます。文部科学省の「2004年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」の「教育高度化推進プログラム」に、『法科大学院における要件事実教育の充実と発展』というテーマでプロジェクトを申請したところ、本年9月に採択されました。文字通り法科大学院における要件事実教育の充実と発展を目的として作られたものであります。

従来、もっぱら司法研修所で行われてきました要件事実教育について、今後は、その主要部分が法科大学院にゆだねられるということになりました。しかしながら、法科大学院における要件事実教育は、従来の司法研修所におけるそれと共に通する部分もありますが、多くの点で重要な相違があり、特段の工夫をする必要があります。そこで法科大学院における要件事実の教育を本格的に研究する必要があるということで、この申請をしたのであります。

幸い本法科大学院には伊藤滋夫教授がおられます。伊藤教授はいまさら私がご紹介申し上げるまでもなく、長い間の裁判官としての経験、とりわけ司法研修所教官としての実績、その後の大東文化大学、創価大学での研究・教育の実践をとおして要件事実の研究・教育について極めて顕著な実績・業績をあげてこられてます。この分野では第1人者のお一人といつても過言ではないと思います。その伊藤教授がぜひやってみようと思われ、心強く申請した次第であります。おかげさまで申請が通り、本格的に研究がスタートしました。

まず 10 月 1 日、正式に創価大学に「法科大学院要件事実教育研究所」を設立いたしました。それまでもこの研究所は助走的・準備的に存在していましたのですが、プロジェクトの採択を機に本格的に立ち上げることになった次第でございます。所長には伊藤滋夫教授に就任していただき、研究員としては本学の教員 11 名が就任した他、特別客員研究員としては青井秀夫東北大学大学院法学研究科教授、石部雅亮大阪市立大学名誉教授、大江忠慶応義塾大学法科大学院教授、六本佳平放送大学教授に就任していただく予定です。

研究所ではこの目的を達成するために、今後多くの事業を実施していくことを計画しております。その主なものは、広く国内外における要件事実教育の実情の調査研究、2 番目に複数の法科大学院との研究会や全法科大学院参加によるシンポジウムの開催、3 番目に模擬授業等の共同研究の実施、4 番目に法科大学院要件事実教育研究所活動の結果の印刷物・ビデオ等での公開、そして、年報の発行なども行ってまいります。

また、皆様のご協力を得て、法科大学院における要件事実教育の実態についてのアンケートを行い、その結果をまとめて関係各所に発送させていただいております。また、慶應・中央・青山学院・創価の各法科大学院の学生を対象として伊藤教授の模擬授業を行い、ビデオに収録しております。このように活動の一部は既に実行されております。

更に、ドイツ・アメリカなどにおける要件事実教育の実情についてもすでに調査にとりかかっております。プロジェクト採択以前ですが 8 月 5 には第 1 回目の研究会を実施し、本日ご出席の先生方何人かにも出席いただいております。

本日は 21 の法科大学院にご参加いただいております。12 月 18 日にも本日と同様の研究会が予定されており 15、6 の法科大学院の参加が予定されております。来年 3 月にはシンポジウムの開催も予定されております。

最後に、法科大学院における要件事実教育の充実発展と本日の研究会が実り多きものとなることを念願して、ご挨拶とさせていただきます。本日

は本当にありがとうございます。

伊藤（創価）；私のほうからはご説明をさせていただきます。本日は、お忙しいところありがとうございます。

特に司法研修所の山田教官には、本日と 18 日の研究会の 2 回おいでいただき 30 分ほどお話をいただきます。司法研修所の教育と法科大学院の教育との違いをやるので、司法研修所の教官のご出席なくてはなりたたない研究会ということで、本当にありがとうございます。

本日のテーマは以下のとおりであります。

- 1 法科大学院における要件事実教育は司法研修所における要件事実教育とどのように違うのか違わないのか。
- 2 法科大学院における要件事実教育は司法研修所における要件事実教育から何を学ぶべきか。
- 3 法科大学院における要件事実教育は新司法修習制度との関係で留意すべき事項は何か。
- 4 その他関連事項

パネラーの先生方におかれましてもこのような内容でお話を進められていいくことと思います。

お手元にございます配付資料目録をご覧ください。進行予定表のとおり進行してまいります。山田教官から 30 分、大江先生、川崎先生、山崎先生、伊藤で各 20 分程度お話をいただきまして、おおむね 16 時ころにプレゼンテーションが終わると思います。約 20 分休憩、その後 1 時間半ほど質疑応答を行っていただき終了 18 時ころを予定しております。終了後お弁当が出ますので召し上がっていただきたいと思います。

ご参加の皆様へのお願いと題する文書ですが、文部科学省の予算をとつてやっていますので、全国の法科大学院のご参考に資すという趣旨で、録音させていただきます。冒頭に所属お名前をおっしゃっていただきたいと思います。そしてその要旨を年報に掲載する予定です。また、研究会風景

ということで隨時スナップ写真を撮影させていただくことをご了承ください。

次に参加者名簿ですが、司法研修所教官以外はすべて50音順となっておりますのでご了承ください。資料にABCとあるのは、探しやすいようにパネラーの先生ごとにアルファベットをつけさせていただきました。意向調査の回答をいただいた法科大学院の資料も掲載しております。資料をご提出いただいた先生方に置かれましては、質疑応答の前に、あるいは質疑応答の中でご発言をいただきたいと思います。

それでは、司法研修所の山田教官お願ひいたします。

山田俊雄（司法研修所民事裁判教官）；司法研修所で民事裁判教官を務めております山田でございます。どうぞ、よろしくお願ひします。

私の方からは、30分ほどのお時間を頂きましたので、この中で、前期修習の概要、特に現在の要件事実教育を中心にお話させていただきたいと思います。

まず、前期修習の目的でございますが、修習生は3か月間の前期修習を経て、全国に散らばり、約1年間に及ぶ実務修習を受けるわけですが、この1年間の実務修習を実りある、有意義なものにするため、最低限修得しておかなければならぬ基礎的知識を、前期で教育するということが主要な目的となります。そのような趣旨から、民事裁判科目では、修習生に、要件事実の基礎、事実認定の基礎、訴訟運営のあらましの3本柱についての知識を修得してもらうことを念頭におきまして、カリキュラムを組んでおります。

その3本柱の具体的な内容が、配布資料の「前期修習の概要」の3(1)から(3)までに記載したものであります。(4)の訴訟関係文書と(5)は、主として、民事弁護教官が担当しております。

これらの内容について、少し具体的に説明させていただきます。

民事関係のカリキュラムは、実施主体からみますと、民事裁判教官が担

当する民事裁判科目、民事弁護教官が担当する民事弁護科目、民事裁判、民事弁護両教官が共同して担当する民事共通科目の3種類に分けられます。また、実施の方法という角度から見ますと、おおまかには講義、起案、演習の3つほどに分類されます。これらの科目、講義等の実施状況につきましては、配付資料の前期修習日程予定表をご覧いただければと思います。

このようなカリキュラムの構造を前提にいたしまして、先ずレジュメ前期修習の概要の（1）の要件事実の基礎について、ご説明させていただきますと、民裁講義2から5までにおきまして、要件事実の基本を講義形式で教えることとしております。その内容は、講義2が要件事実の一般論、3が売買契約を巡る紛争の要件事実、4が不動産の明渡しを巡る紛争の要件事実、5が不動産登記を巡る紛争の要件事実であります。講義2では、パワーポイントを用いた解説を導入しており、また、講義4ではビデオ教材を利用した講義を行うなど、視覚を通じての講義も実施しております。

レジュメでは民裁講義2から5までに統いて、民裁問題研究とあります。これは、要件事実の機能の基本を、簡単な事例を通じ具体的に理解させることを目的とするものであります。修習生には、事前に簡単な問題を配布し、これについて、請求の趣旨、請求原因、抗弁並びにこれらに対する認否をあらかじめ準備するよう指示いたします。問題研究の当日には、その結果を発表してもらい、講評を加えながら、理解を深めさせるようにしております。

去年、「問題研究要件事実—言い分方式による設例15題—」という出版物を民裁教官室で作成いたしました。これは、今ご紹介いたしました民裁問題研究のカリキュラムで使われていた過去の問題をベースに15題を新たに作成して、解説を加えたものであります。初心者用にわかりやすく解説したつもりでありますので、法科大学院の学生に対しましても、予習用等にご利用いただければと思います。

起案は、要件事実関係では、合計3回行われます。起案は、いずれも原則として研修所内で、試験形式で実施され、実施後教官による添削を経て、

これに基づき講評が行われることになります。起案の内容は、レジュメに記載しましたとおり、1が不動産明渡し、2が不動産登記、3が要件事実の総仕上げ的なものとなっております。起案1、2につきましては、事前に出題範囲が告知され、また、研修所が配布した資料等を見ながらの起案も認めております。しかし、起案3につきましては、特に出題範囲を示さず、また、六法以外は見てはいけないということで、修習生がどの程度それまでに要件事実を理解できたかを見る、いわば実力試験のような形となっています。

次に（2）の事実認定の基礎であります。レジュメで民共演習1とありますが、これは、事実認定の在り方、適切な事実認定とは何かなどについて、民事裁判教官、民事弁護教官の共同指導のもとで、具体的的事案に関して討論することにより、修習生に、事実認定に臨む基本的な視点を示すことを目的とするものであります。事実認定の起案関係では、起案3と起案4との2回に分けて実施しています。起案3は先ほどご説明しました起案3と同じものであります。したがいまして、起案3では、要件事実と事実認定を同時に起案してもらうことになりますので、修習生にとっては、最もハードな起案ということができます。

（3）の訴訟運営のあらましですが、民共講義2から4までのカリキュラムは、民事訴訟第1審手続の概観、民事訴訟における法曹の責任と役割、争点整理の意義等をテーマに、民事裁判教官と民事弁護教官との共同作業により実施されます。裁判官と弁護士のそれぞれの立場から、それぞれの実務経験に基づいた、掛け合い方式のやりとりが修習生の前で行われることになります。修習生の面前で、両教官の間で立ち場の違いから異なった見方が披瀝されることもあり、修習生の間ではなかなか評判の良いカリキュラムとなっています。また、この民共講義のカリキュラムでは、民事第1審解説ビデオという、現役の裁判官、弁護士が出演したビデオを使用しておりますが、このビデオにつきましては、各法科大学院の方に提供させていただいているはずですので、適宜ご利用いただければと思います。

民共演習2は、争点整理の演習であります。ここでは、クラスの修習生を、原告代理人、被告代理人、裁判官の各グループに分けた上、模擬争点整理を実施させ、その後、民事裁判教官、民事弁護教官が共同で講評を行っております。この演習は、修習生に争点整理を体験させることにより、当事者がいかにして争いのない事実と争点とを選び分けながら共通の認識を有するに至るかという過程を実感させるというねらいがあります。このような演習を通じて、修習生は、争点整理の上で要件事実が果たす機能を実感することになります。

(4)、(5)は主として民事弁護教官が担当するコマでありますので、本日の説明からは割愛させていただきます。

以上、概略をお話させていただきましたが、若干わかりにくいところもあるうかと思いますので、フローチャートに基づきまして、再度、ご説明したいと思います。資料前期民裁民弁科目の進行フローチャートをご覧ください。

まず、修習生に対しましては、要件事実の基礎的な知識を教えることから始めることになるわけですが、そのカリキュラムが、民裁講義2であります。次に修習生は、民裁講義3、問題研究等で、売買系統の要件事実を学びます。その後、民共講義2、3、ここで訴訟運営のあらましを理解するわけですが、これを経て、明渡訴訟系統の要件事実を学びます。修習生が初めて行う起案が、この明渡訴訟系統の囲みにあります民裁起案1であります。その後、修習生が学ぶ要件事実は、登記訴訟の要件事実であります。2番目の起案は、囲みの下から2番目に記載されていますとおり、登記訴訟関係の起案ということになります。ついで、2枚目にございますとおり、実力試験と先ほど説明させていただきました民裁起案3の起案、講評を経たあと、争点整理系統、準備書面・事実認定系統で、争点整理、事実認定の在り方を学ぶと、このような流れとなっております。

次に、記録に基づく起案の実施という点について若干補足させていただきます。

要件事実についての起案をさせ、それを添削した上で講義を実施することは、修習生の理解を起案を通じて確認した上で、それに応じた教育を施すことができるという意味で、非常に有益であると思っております。

ただ、この記録に基づく起案を実施するためには、かなりの労力を必要とします。簡単にご説明しますと、記録作成の準備作業は、まず、ブロック作り、ブロックというのは要件事実の骨子のイメージであります、ブロック作りから始まります。記録作成を担当する教官は、ブロックを作成して、民事裁判教官全員の合議にかけます。数回にわたる合議で、ブロックが確定しますと、これをもとに、担当教官が記録を作成します。記録作成についても、数回にわたる合議を経て、その内容を確定していくことになります。

今ご説明いたしました記録のイメージにつきましては、昨年、民事演習教材を1冊、民事実認定教材を2冊出版させていただきましたので、これをご覧いただければと思います。このような記録を作つて修習生に起案をさせ、その添削を踏まえて、要件事実や事実認定の講評を実施しているわけであります。来年早々には、民事演習教材の続編も出版される予定ですので、これも合わせて参考にしていただければと思います。

次に、新司法試験合格者に対する前期の研修所教育について簡単に触れさせていただきます。

将来的には、研修所での前期修習はなくなり、法科大学院を卒業して新司法試験に合格したものは、いきなり実務修習に入って実務を学んでいくという流れになる、ただ、そのための前提として、現在、研修所で実施している前期修習に相当する教育内容は、ある程度法科大学院の方で実施していただけるものと理解しております。法科大学院で要件事実教育について具体的にどのようなカリキュラムを組んだらよいのかという点につきましては、「法科大学院における実務基礎科目の教育内容・方法等について」と題する中間報告が、2つのシラバス例を挙げておりますので、おそらくこれにそつた要件事実教育がされている、あるいはされる予定であると理

解しております。

ただ、今のところ、しばらくの間は、実務修習に入る前の1か月程度の間、研修所で導入研修を実施したらどうかということが考えられているようございます。その背景には、新しい制度の始まりということで、しばらくの間は、法科大学院での教育内容のバラツキがある程度生じてしまうのではないか、それが落ちつくまでの数年間は、バラツキの平準化を図るという意味で、研修所で導入研修をしたらどうかという発想のようあります。

この導入研修が実施される場合でも、期間は1か月程度のことあります。1か月といつても実日数では20日程度となりますので、これを民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目で割りますと、1科目あたり、4日程度ということになります。その間に何を教えるかはこれから検討課題ということになりますが、民事裁判科目についていえば、あくまで私の個人的なイメージではありますが、起案とその講評を中心に、要件事実や訴訟運営等の講義を短期間で実施していくことになろうかと考えております。

最後に、要件事実教育の重要性に対して一言だけ述べさせていただきたいと思います。

実務では、口頭弁論や弁論準備手続において適切な争点整理を行うためには、要件事実に対する理解が不可欠であります。争点が一つしかないような単純な事件であれば、要件事実を知らなくても困ることはないかもしれません、事件が複雑になればなるほど、生の事実の中から、権利を主張するために意味のある事実は何かを抽出できる能力が要求されます。その抽出作業をする上で、要件事実に対する理解が不可欠であるということは、おそらく実務家の共通認識といっても過言ではないと思っております。この点につき改めてご理解をいただき、法科大学院での要件事実教育に力を入れていただければありがたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

大江忠（慶應義塾）；慶應義塾大学法科大学院で要件事実論を担当しております大江忠です。レジュメも用意しませんで申し訳ありません。私からは、どういう内容を要件事実論として講義をしてきたか、また、これからどういう予定になっているかかということを述べさせていただきます。

既修者の第3セメスター（入学初年度春学期）に、必須科目として要件事実論というのが置かれておりまして、一回90分の授業を15回、これが終わりました。そのうち1回は中間テスト、最後は期末テストですので、実質は13回ということになります。

そこで取り扱った内容ですが、「紛争類型別の要件事実」を教材として、そこに盛られている内容です。教材以外の配付物は一切ありません。全部で140ページくらいの本ですので、1回あたり10ページづつを指定して予習をさせて中身を説明する。担当教官によって多少の差はありますけど、私は、学生とのやり取りは多少ありますが、基本は講義形式で行いました。

第3セメスターという既修者組の一番早い段階に要件事実論という科目を置いた理由は、要件事実論の発想に早めに慣れてもらって、実体法を立体的に理解することができるようにして、その後の各科目の勉強に生かしてもらうというのがねらいです。その結果ですが、各大学院でもなさっていると思いますが、学生による授業評価というのがございます。要件事実論につきましては、そのうち項目2つだけご紹介申し上げます。「授業内容が法科大学院の教育目的に照らした学識・思考力の習得に役立ったと感じられたかどうか」という項目では、学生が4段階で評価するのですが、「そう思う」が75パーセント、「どちらかといえばそう思う」が20パーセントという結果でした。要件事実論が、法科大学院の教育目的に照らして役立つと学生が受け取った結果の一つといえると思います。それから、「他の関連科目との間で整合性をもつ授業内容であり、それらが相俟って法分野全体の理解が深まるよう工夫されていたかどうか」という項目でも、ほぼ同じ比率がありました。既修組といえども、要件事実論というものに初めて触れたわけですが、学習してはみたけれども一体何の役に立つのだろうか

と否定的に思う人はいなかったように思います。

それから法科大学院で教える内容と司法研修所での要件事実論と差を設けるべきかという点ですが、私は正直いって考えがまだまとまっていません。将来的には司法研修所の修習期間が短くなるということですので、従前の前期修習で行われていた要件事実教育に近いものに持っていくかなければならないのではないか、と考えています。ただ、今回の講義においては、どこまでが上級編でどこまでが初級編でと区分けをした上で初級編だけをやったのではありません。うまくいったかどうかは別でありますけれど、「紛争類型別の要件事実」の内容を講義したということにつきるのであります。

現在進行中のものについて申しますと、選択科目ですが、この秋、既修組の第4セメスター（秋学期）で、民事訴訟の分野の論点のうち、要件事実論の理解があればよりよく理解できるだろうという点、すなわち弁論主義、自白その他の論点に絞った講義をしております。これは選択科目として、私は土曜の午前中を担当しています。もう一人の教官が平日を担当していますが、二組で合計90人、既修組のうち約半数が選択してその科目を受けているということになります。また、来年の第6セメスター、これも選択科目ですが、公法関係にも触れた要件事実の科目を予定していますが、今野段階で公法関係の要件事実までやるのが適切かという問題もあるわけで、多少見直そうということになっている次第です。後は、質疑応答に委ねるとして、短い報告で恐縮ですが、報告とさせていただきます。

川崎直人（中央）：弁護士の川崎といいます。中央大学で民事訴訟実務の基礎を担当しております。レジュメにそって話をさせていただきます。

対象は2年生、つまり既習者1年目の前期で1クラス52名、採一合格経験者が9割以上です。1週間に50分の講義を2コマ、合計100分を15回行いました。私は、修習39期で、昭和59年合格で50年に入学しています

ので、昭和50年代の司法試験は自分の経験として知っております。

それで、レジュメ「第2 現状認識」というところですが、自分の認識を率直に書かせていただきました。受験の過程で、多くの資料を読み、考え、分析し、総合して文章を作成するという力が鍛えられなくなっているという認識をもっています。昔は、基本書、演習物、判例百選、その他答案練習会など自分の頭で読んで組み立てるしかなかったわけですけれども、情報が非常に増えて作業が難しくなり、予備校が隆盛になってきた。特に昭和50年代は判例学説が増えて非常に大変な時期でした。現在は、そういう作業を全部予備校がやり、1冊の予備校本に情報を集約している。また、講師は授業力のある方が多い。その結果合格を狙えるレベルに達するまでの期間が非常に短くなった。私のころでは3年くらいかかったのが、おそらく半分くらいの時間でできるようになっているのではないかと思います。2時間で2通の論文試験でいうと、論証例、あらかじめパターン化したもののプラス問題に即した現場思考という型が多い。この論証例というのは昔の答案練習会でもあったわけですけど、集約されてきて合格者がそれにさらに工夫を加えてできてきた。それだけでかかるほど甘くはないのですけれども、大したレベルでなくとも受かってしまうという印象を持っております。

同じ分析を司法研修所の白表紙についてみると、私の時代には第1巻という読みにくいものだけありまして、事例を分析して判決起案の手引きの判決例、あるいは法曹会からの判決書集、それを見ながら判決起案をしていました。それに比べると、現在は類型別とか問題研究とか非常に使い勝手のいい懇切丁寧な本ができている。手引きの記載例も懇切丁寧に書いてある。それを組み合わせればかなりできるという印象を持ちました。その結果、どういう印象をもっているかといいますと、地図が丁寧になっている、道標も完備している、カーナビ的なものができている、演習も懇切丁寧、地図の使い方を教えてもらうのが当たり前という意識があるという感じがします。どの期も優秀な方とそうでない方がいるし、数が増えれば

裾野が増えるということはありますが、それだけでは説明できない何かがあるように思います。特に50期以降の若手の方を見ていてそう思います。実務で地図が曖昧だったり、地図がないところに出されてどうやって進めばいいか分からず、何年か経っても適切に対応できないという方が目に付くという印象です。ある30期台の教官は、任せられる範囲を限定していくしかないという感想を述べておられました。レベルが落ちたといっても、法律の知識・理解が乏しいとか、要件事実論が分かっていないという印象ではないのです。自分で切り開いていくという作業ができない。カーナビでいえば200メートル先を左折しろというところまで言わなければできない、という印象を持っています。我妻先生の喻えで、化学肥料はすぐに効くがすぐに駄目になり、土質が悪くなる、堆肥はすぐに利かないが2、3年やっているうちに土質を改良することさえやりかねない、とあります。数年後にどういう予想ができるかといいますと、新司法試験のサンプル問題がでまして、要件事実の理解が問われている、そうすると予備校が、懇切丁寧なことをやってしまう。予備校とはパターン化が得意なところである。どんどん化学肥料の弊害というかそういう方向に進まないかと危惧されるところであります。

問題点の指摘は簡単なのですが、どうすればいいかというのが問題です。一言で言えば、実務に役立つ地図と地図の使い方を教えるということなのですが、15回の授業でどこまでできるか。すぐに実務修習に入ることを予定しているとすると、実務修習で漫然と記録を読むとほとんど効果はないのです。めりはりのつけ方をある程度教えて記録を読ませる、このメリハリのつけ方の基本をやったらどうかなという目標を立てました。実務修習の効果をあげる方向に持っていく。あとは実務におけるオンザジョブトレーニングでやっていくしかないわけですが。前期修習終了というレベルという建前がありますので要件事実についてはこれを目標にしました。要件事実以外では無数の法律があってよるべき先例もないわけですが、実務家の思考回路を意識した発問を心がけました。

弁護士としては依頼があって目的に達しなければならない。要件事実というのは重要である、地図でいえばターミナル駅のようなものだけでもそれだけでは目的に達することはできない。そこをもう少し具体的に示せないかなというところ、これを意識しました。それが実務修習に役立つであろうとの認識です。

試行錯誤の講義の内容ですが、導入で2回、研修所から出している事実認定教材、賃金請求事件の陳述書を素材にして、弁護士としてどういうふうに対処するかという点をフリートーキングさせました。端的に何を目的としているのか、要件事実は何なのか、立証はどうやっていくのか、どの辺が足りないなどのように質問していくべきなのか、非常にいろんな意見が出てきました。これを1時間くらいやりました。

それから研修所で出しているビデオ教材「第1審民事訴訟手続の解説」を見ました。

次に類型別要件事実の基礎ということを書きましたが、いきなり白表紙をやることはできないのでワンステップ入れました。テキストは、主に研修所で出しているものを使わせていただきました。紛争類型別の要件事実、問題研究要件事実、民事訴訟第1審手続の解説、民事判決起案の手引、民事弁護の手引、民事弁護における立証活動、白表紙に相当する教材として、民事演習教材、事実認定教材2冊、これらを基本としました。この類型別の基礎の部分では、問題研究も使いましたし、それに手を加えて事例を作つて、そうすると必然的に、類型別とか判決起案の手引とか、そういうのを読まざるを得ない。そういうことで事例をたくさん作ってやらせました。やり方としては、研修所の上下段方式をとりまして、上段で事実整理、下段でその理由を書かせました。

双方向の講義のやり方ですけれど、だいぶ試行錯誤しました。52名いると口頭のやりとりだけでは、ほかの学生が集中できないんですね。次に黒板を使ってもやってみましたが、時間がかかるってその時間がもったいない。次にOHPを使いまして、起案を投影してみた。これは板書する時間はか

からないので、学生のほうが筆記するのに時間がかかる。最終的には事前に担当者を決めて、事前に事務局に起案を出させて、コピーしてもらいたいそれを配付すると、そういうやり方に落ち着いてきました。双方向でも、1問1答のやり方、学生に発表させるやり方、質問させるやり方、また、質問させて学生に答えさせるやり方、いろんな組み合わせでやりました。この辺はだいぶ試行錯誤しました。

それからレジュメ第3の3の実務的な運用のさわりの部分ですが、これは、講義の前の30分、場合によっては1時間くらい、実務的な運用のさわりの部分を話しました。個別指導担当弁護士から、こういう部分を知らないで実務修習に入るという話もよく聞いていましたので、ある程度は伝えなきやなんないだろうなということを考えました。一例として、賃貸借終了の場合ですが、例えば、債務不履行解除に関して学生だと1回の債務不履行で解除できると取っちゃう人がいますから、判例を調べるとそういうんじゃないんだというところから話さなければならぬ。あるいは内容証明郵便の実例、占有移転禁止の仮処分の実例、具体的なやり方、明け渡し執行のやり方、その場合、動産があると面倒くさいので所有権放棄の条項をあらかじめ契約書に入れておく必要性、これは予防法学にかかりますが、このフルコースをとった場合の時間と費用、依頼者は賃料を払ってもらえない被害者なのになんでこんなに金と時間がかかるんだという不満、それを配慮すれば若干譲歩しても即決和解、そうすれば費用が安く済む、債務名義も取れる、そんなことを話しました。あとは、時間の関係で省略しますが、登記訴訟でどんなことをしたとかを具体的に話しました。

要件事実の応用としましては、民事演習教材の3題について事実整理を上下段方式でやりました。あとは、民事訴訟1審手続の解説、これの訴状の起案をやらせてみました。請求の原因のところは研修所方式でやってみる、関連する事実のところは、自分でやるしかないけれど要件事実と間接事実、どこにどう推論するか、それを意識して書きなさい、全体として分かりやすいように書きなさいということで、一番良い起案については後で

コピーして配布しました。それから、事実認定については、実務修習でしっかりやるかやらないかで記録の読み方が全然違ってくるという自分自身の経験に基づいて、多くの時間をとってやりました。研修所から出している事実認定教材2題、民事演習教材の第3事例、第1審解説も事実認定で使いまして、ケースブック要件事実、事実認定、これが2題、私自身が書いた占有と相続を使いました。全部で6題取り上げました。双方向の講義のやり方としては、結論と理由を言わせて、どんどん黒板に書いていって、私のほうで最後のまとめ的な説明をやりました。せっかく記録がありますので、いろんな角度から使い切ったなという感じがします。例えば裁判所の立場からはどういう和解案を出すか、どういうふうに当事者を説得するかとか、反対尋問でもっと適切なやり方がないかとか、弁護士が最初に依頼を受けたときどんな説明をしますか、あるいは資力のないような方なので受けますか、そういうときに法律扶助制度というのがある、それはこんなものなんだ、私自身扶助協会の相談をやってますので自分の経験とかも話しております。そういった中で、間接事実、経験則、書証の推定、当事者の意思解釈、無名契約、規範要件の実際の分析、こういったものをできるだけ具体的に伝えていくということをやりました。事実認定の論文については、書証に関する信濃先生の論文、伊藤先生の論文、経験則に関する後藤先生の論文、吉川先生の論文、これは図解化されててわかりやすいかなと思って、これらのコピーを全部渡しました。全部の説明はできないんですけど、必要に応じて説明したということあります。

レジュメの第3の7ですが、要件事実論はどうしてもパターンを覚えるという傾向があるなという自分の経験がありますが、それに対してなかなかいい対策はないのですけれども、型にはめるという発想ではうまくいかない事例を意識的に出すということをやりました。例えば、一読すると、賃料不払いと債務不履行解除に飛びつきやすいが、実際には合意解除と構成できるケースで、これは私と1年目の弁護士と実務修習できた修習生と3名で同時に事情聴取したという経験があります。案の定、1年目の弁護

士や修習生は的確な事案分析はできなかった。合意解除という法律構成を知らない人間はいないわけです。それと申し込みと承諾が合致すれば契約が成立する、これも知らない人はいない。ところが実際の事案では、どの事実が合意解除の申し込みと評価できるのか、どの事実が合意解除の承諾と評価できるのか、その分析ができない。このような事例を法科大学院でぶつけてみました。もうひとつ意識したのは、依頼者に対しどういう説明をするかという問い合わせをしてみました。依頼者というのは法律が分かりませんから、法律用語が使えない、だから法律要件分類説なんて言葉も使えない。原則とか例外とか立証の公平とかいう観点から自分の言葉で一生懸命説明しなければならない。必然的にそういう問題にぶつかってくるわけです。例えば賃貸借の用法遵守義務違反による解除で「不作為義務である場合、公平の見地から義務違反を主張する者の側で賃借人の義務違反行為の存在について主張立証責任を負うのが相当である。」これをそのまま鵜呑みにしていいかを問いかけました。この事例だとはじめは床屋で賃借して途中から居住目的に変わったと、それがけしからんと、目的が変わってけしからんという方が解除するのだから、そちらに主張立証責任を負わせるのが公平ですと、自分なりの言葉で組み立てるということを意識してみました。判決について在来様式と新様式があることを簡単に説明して、弁護士の活動の全体、訴訟だけじゃなくて予防法学、いろんな面があると、それをベースとしてメリハリのつけ方、事実の見方があるんだと、そういうところを説明しました。

学生についてですけど、予想していたよりは上かなと思いました。今年と来年と1500人ずつ受かりますので、法科大学院にはその次のレベルの人ぐるのではないかと予想していたのですが、実際やってみたところは上かなと思いました。つまり、レジュメの第3の講義内容にあるとおり、相当な内容をやったわけで、ついてこれるかなと心配してました。期末試験で4時間やらせました。主張の言い分方式でいろんな資料をつけて事実整理、手続的な問題を若干入れました。かなりシビアだったと思います。3

分の1くらいが予想程度、十分ではないけれども最初ではあるからこのへんでまずまずかなと。3分の1が予想より上かなと、残り3分の1が不十分なところが目に付くという印象を持ちました。平成16年度の司法試験に合格した方の感想ということで紹介しますが、「法科大学院での勉強は非常に役に立った。それまでの論文の勉強はひたすら論証パターンを覚える勉強で、その精密化を図る勉強であったけれども、まったく間違っていることに気がついた。ロースクールでの講義の中で自分の周りにあった邪魔なものが少しずつはがれていくという感じであった。」結局資料を読んで分析する力がないということで、これをロースクールでやらせているのだろうと思います。ただ総合して文章までつくるという作業をどこまでやっているかは私には分かりません。問題発見、問題解決といいますけれど、その前提として理解、記憶の倉庫、経験の蓄積これらがあつて初めて問題を発見できる、実務家でいえば複数の選択肢を出す。問題解決、決断する、これが密接に関連するはずなのです。

知識、理解の点でやっぱり心配しているのが真正未修者の問題です。1年間で身につくかどうか、私が心配しているのは既修者に来たときに講義のレベルをどこに合わせるのか、上にあわせたら下がついていけない、下にあわせたら上が不満を持つ、たぶん来年はそういう心配ができるだろうと思います。真正未修者は平成19年に新司法試験を受けるだろうと思いますが、18年度に不合格だった既修者が1年間予備校に行ってしっかり対策をとりますから、これと同じ土俵で戦う、多分非常に大変なことだろうと思います。今の既修者をみてみると、知識理解は予備校ですでに得ている。それをベースにいろんな論文や資料を読ませることができるという印象をもっています。学生に聞いてみるとそれがベースにあると言っています。そうしますと、法学部をでてすぐに法科大学院にはいるというルートが多くなってきた場合、基本的な知識理解が十分に得られるのかなという問題があるのかなと思っています。

それからレジュメ第4の4で自主ゼミと書いたのは、前期だけで終わっ

たのですが、ケースブック要件事実の事実認定の練習問題を自主ゼミでやるので解答を送るのでコメントをくれというものでした。これは解答がないので自分の頭で考えるしかない。しかも型にはまりにくいのがかなりあります類似の判例だとを調べて本を読んでそこから自分の頭で組み立てなきゃならないと。彼らもはじめは型にはまりにくいものには戸惑ったようでしたけれども、そういうプロセスをしっかりとっているなという印象を受けました。52名のうちの10名くらいですが、添付ファイルで送られてきています。こういうようにやっていけば、実務について地図のないところにでても、何とか進めていくのかなという感じを持ちました。

最後に、新司法試験との関係ですが、学生の中には予備校的なものを求めてくるものもいるわけとして、つまり懇切丁寧な本を作り、懇切丁寧な演習をやり、模範解答を出す。私のやるのはそれとは違った方向で、地図のないところでも進んでいけるというのを目指していますので、そういう学生とは違っているかなと思いました。あと、最近サンプル問題がでましたけど、多くの資料を分析させるというのは法科大学院でやっていることかなと思います。基礎的な理解も問うております。ただ、答案の書き方とか択一試験とかについてもロースクールで対応できるかは疑問で、対応できなければ予備校とダブルスクールという問題になるのかどうか。ごく最近、予備校でサンプル問題と解説と解答例が手に入りました。ざっと目を通したところ従来の論文の感覚で参考答案を出している。多分法科大学院に求められているのはこんなものではないだろうなという感想を持ちました。

あとは、要件事実論を教えた感想ということですが、何が本質かどうかを見抜く力が大切ではあるけれども、自縛自縛という印象を持ちました。必要最小限ということにこだわるとかえって理屈の面で難しくしてないか、質問を受けて考えてみて、実務家の発想ではこんなことまで考えないけど、必要最小限が何かといわれて、なんか自分で難しくしてしまっている側面がどうもありはしないか、という印象を持ちました。あと、限られた時間

と能力しかない学生にどこまで教えるべきか。事実認定論、これも非常に大事だと思っているのですが、バランスをどういうふうにとるかが悩ましいところです。まず、基本的な部分をしっかり教えなさい、これは異論がないと思います。細かいマニア的な部分は教える必要がないと。具体的な問題で線引きができるかというと、自分の主觀だけでは怖いというかよく分からぬ部分が残ります。前期終了レベルを一応の基準としています。ただ、人によっては、大部分が弁護士になるのだから原告が立証、被告が立証という程度で足りるという意見を言う方がいる。具体的にはというと悩ましい部分かなと思います。白表紙記録から、研修所流に書くということを約20年ぶりにやったのですが、やっぱり難しいんですね。実務で書く訴状や準備書面だったら大して難しくなく書ける。それが研修所流に書けというと、やはり手引きを見ないと書けない。そういう印象を持ちました。

伊藤（創価）；ありがとうございました。少し質問ですが、これは週1コマ、前期、2単位でやっていらっしゃるということなんですね。

川崎（中央）；ええ、そうです。基本的には1時から3時までの120分です。ビデオを見たときだけは今日は12時にきてくれといってやりましたが。

山崎敏彦（青山学院）；青山学院大学の山崎です。私はこれまでのお三方とは違う属性がありますが、なぜこういう要件事実の問題に関心を持っているのかをまずお示しし、そういう属性の者にお時間を与えてくださるというご配慮をしてくださったことから考えまして、少しばかり違った角度でお話をさせていただきます。

まず、なぜこの問題に関心をもつかというと、私の最初の赴任校が経済学部であったことが大きいと思います。法律家になることを予定していない者に法律を教えるというときに、なぜ法律を学ばなければならないかと

いうことを示さなければならぬ。すると法律はどういう役割をしているかということについて何らかのコメントをしなければならない。これが話の出発点になるということがあったと思います。もう一つは、私が比較的早い時期にやっていたテーマというのは、権利が攻撃的に用いられる場合、あるいは防御的に用いられる場合、期間制限、時効とか除斥期間という問題ですが、扱いが違ってくるというテーマを扱いました。攻撃とか防御とかいう言葉が常に頭にあったテーマがありました。それから、最近のことですが、青林書院が出した註解財産法という本の時効の部分を執筆する機会を与えていただきました。予め書き手として引き受けた以上、これを読むようにという指定がありまして、民事訴訟における要件事実第1巻という本が送られてきまして、これを読まないで書いてはいけない。また、親しくさせていただいているから申しますけれど、こういうふうに書いてあるけど、違うんじゃないと伊藤先生より明確なご指摘がありまして、普通、編者があまり物を言わないという流れで生きてきました私にとっては、非常に刺激でした。教材をしっかり読み、時効の援用についてどう考えるかということにつき、これまでとは違った考え方でいかなければならないのではないかと強く示されたような気がしました。これは私にとって要件事実論に強く関心を持ち学ばなければならぬと思ったきっかけです。この問題に関心を寄せる一人としてここに集った次第です。

それでは、レジュメにそって説明したいと思います。1は青山学院大学法科大学院での要件事実論教育の概略です。民事融合演習やエクスターンシップなども並べてあります。他の教育科目、民法における教育にも反映されなければならないということもありますので、そういうことも含めた一覧になっています。2では学部における民法教育、法科大学院での民法教育における要件事実論的要素というようにしております。民事実務基礎ではないのですが、民法教育の場でどのような観点で考えるかということを示しました。3では民事法教育をどう組み立てるかということについて考えたことを示しています。この3つの内容を順次申し上げていきます。

まず第1ですが、青山では、要件事実論教育をどのようにやっているかと申しますと、民事実務基礎という科目でやっています。これは、2単位、2年前期、第3セメスターでやる必修科目として、内容的には要件事実・事実認定、入門ないしは総論というものです。教えてているのは研究者です。この方は民事訴訟法の専門で、最近3年間裁判官としての経歴をお持ちの方です。要件事実第1巻の総論部分を教材として使っておられます、自作問題を用意なさり、また、研修所作成の教材やビデオも利用されています。どこまで教えるか、何を素材にするか、この点について共通理解はありますかという点ですが、レジュメにシラバスや講義の感想（アンケートへの回答）などを示しています。内部のことですが、教授会などで担当者は2単位では足りないので4単位にできないかと求めています。私の法科大学院では、司法研修所がなさっている前期の修習の要件事実教育を目指していますが、実際はなかなかそういうふうにはいきませんが、双方向的なやりとりも含めた手法で講義をするということをしています。この科目の履修生はたった14人、その中で今年の短答式試験の合格者は数名という状況です。実体法の理解についても説明を施さないといけないという事情もあるようです。

このような感想をもって担当者は前期の講義を終えたということでありますが、基本的な考え方、民事訴訟法及び要件事実論は法曹養成の要であると考えようということです。力を入れていかなければという認識です。

何を主とし何を従とすべきか、すなわち限られた時間内で何を伝えていくべきか、という問題ですが、レジュメに担当者の感想も示しておりますのでご覧になってください。（※もちろん…）という部分は私が書き添えました。要件事実論という考え方についてまた、それを教育内容として取り上げることについて、特に実務との整合性という点に関しては、さまざまな考え方があると思います。証拠の優越という考え方、主張責任と立証責任が分離するということもありうるという考え方もあります。それから新司法試験のシンポジウムのコメントにもあったかと思い

ますが、判例や実務を所与のものと論ずるのは適當ではないなどとさまざまな考えがある中で、要件事実論を選択して教育にあたるという、これを仮に決断と言えば、全体としての決断が当然に問題になる。そのようにした場合、法科大学院において学生に何を伝えておくかという問題については、要件事実論についてはいろいろな考え方があるのである、しかしこういう見地でこういう内容を教えるのであるということを少なからず説明すべきではないか、という感想を持っています。

他の科目として民事法融合演習、これは民法と民事訴訟法の研究者教員で最新判例の演習をする、それで実体法・手続法にかかる論点をそれぞれ考えてもらう。実体と手続を総合的に理解してもらおうという趣旨で設けられたものですから、要件事実論的なものが入り込んでくることになります。資料1（本議事録では省略）ですが前期のセミナーで民法478条類推適用を問題とした判決を扱った民法演習なんですけれども、議論をしていく中で私としては必要があれば意味があれば要件事実的なものは伝えるという風にしています。すると、少し熱心な学生がこのウェブロゴを利用して債務不存在の確認の訴えに関してこういうことを考えてきたということを示してくれます。私はそれにコメントをつけて返す。要件事実的整理をしておられるけれども、こういう大事な点が欠けているのでもう一度考えてみてくださいというようなことを書きました。前期で民事実務基礎を受けた学生ですが、後期での成長を見て取れたということが分かるのでここに示しました。商事法融合演習、これは説明を省略します。それから、民事法特別演習、これは私と実務家の教員2人で担当することになっていますが、ケースブック要件事実・事実認定などの教材を使って、実務的なセンスも示しつつ、総論的なものを学んだ後にしっかり確認していってもらいたいということでやっていくつもりです。ローヤリング、エクスター・シップ、模擬裁判も全体として要件事実論教育にあたる位置づけだということは先ほども述べたとおりです。

次に、第2の問題である学部での民法教育、法科大学院での民法教育に

おける要件事実論的要素というところですが、法曹養成教育に特化した民法教育とそうでない民法教育があるのかないのか、それは質的なものなのか、程度の問題なのか、複雑さなどで整理できるものであるのか、ということです。私はより行為規範としての民法、一般市民や企業が名宛人となるものですが、その教育に関心を向けさせながらであっても、民法の裁判規範としての役割についても意識させなければならないということを思いますので、いくらかは、教育しなければならない。その意味では法科大学院または学部教育において民法への要件事実論的アプローチを、場合によっては課題を与えて考えさせることなどによって分かってもらうのがいいのではないかと考えています。そのことをここに示してあります。このように要件事実的アプローチに気づいてもらうということは、後の文献一覧にありますが、東洋大学の坂井芳雄先生が要件事実を学部教育で扱うという早い時期の試みがあります。私は非常にこれに刺激を受けました。民法の授業でやることは難しいとしても、民法演習とかあるいは課題を与えていく中で盛り込んでいく、そういうこともありますとありました。そういうことをしますと事実関係の把握、例えば、契約が結ばれているとか損害が生じているとか、損害が加害行為との関係で因果関係にあるとか、当然の前提として考えてきたものを必ずしもそうではないんだ。実際の紛争解決では、裁判という形のものでもそうでない形のものでも、当事者が何を主張するか、これが出发点であるし、必要に応じて証拠を示すということ、どちらが討議状況の中であることを事実そのとおりだということを示さなければならないということを、意識しあってコミュニケーションが行われている。例えば、そんなことを言うんだったら証拠を見せろと一般的な会話の中でいうでしょ？　ということを授業で言ったりするのですが、こういうことも話題にしようと心がけてきました。それから、実務を前提とすれば、法規範の解釈の分かれよりも、事実関係の分かれによって多くの事案は決着がつくということ、そういうことも感じながら学んでいってほしいと思いっています。それから紛争類型別という教材は、私が評価で

きる立場にはないことは当然ですが、要件事実を学んでいく上で一通り何かを考えてもらうという意味で、素材の選び方、要件事実的に配慮しなければならないものが何かという網羅性というのがあって、このような類型に示されているものを参考にしつつタイミングのいいところで与えていけば、今学んでいる制度が他の制度とどんなふうに関係してくるかということを常に意識しながらできるので、いいことだと思います。特に、民法1、2、3とあってそれぞれは別の科目だと考えてしまう、また、民法と民事訴訟法は全く別の科目であると考えてしまう、これがまさに実際であるという状況の中では、特に重要だと考えています。また、要件事実論を考えさせ、問題を処理させ、解決させるということを意識させるという点においてもこういうアプローチは有意義であると感じておりました。レジュメにも書きましたが、学習の対象としての法制度から、一定の利益実現のための攻撃・防御方法として法制度が選び取られ用いられるという観点をもって学習させるということが非常に重要で、ほっておくと学ぶことは覚えることということに陥りかねないのでしょうけれども、それを先に進められるということです。また、裁定者というのではなく当事者という見地に立たせて説例・課題を考えるということを私は意識して学生に伝えようとしております。このように考えますと、学部教育における民法でも要件事実を考えさせることのメリットがあると思いますし、法科大学院の場合は、法曹教育に特化した教育をする以上は、民法を学ぶ段階でどこかで目が向くような工夫があってよいのではないかと思います。

そう考えたときに、次に第3の民事法教育をどう組み立てるかという問題がでてきます。まず限られた時間で何を示すかという問題が出てきます。鈴木禄弥先生がなんてたって証明責任で民法を教えるときにいろいろ教えることがあって、証明責任までは手が回らないということをおっしゃいますけれども、それは現在も変わらない状況にあるわけでして、個々の法科大学院の授業科目がどこをどのように分け持つて教えていくかという問題意識が非常に大事なのだということを思っています。

ところで、民法の教科書なり体系書のようなようなものを考えたときに、注解財産法がそのような試みだったと思いますが大江先生の業績もそのような内容をもっておられるわけですけれども、いずれも逐条解説ということになっていて、教科書というものの中でよりうまく示せるかどうかということが問題となると思います。注解財産法のように説明をした後、最後に要件事実論的に組み立ててみると、こういうことになるという構成なども一つ考えてみる価値があるのではないかと思います。これは、要件に関する説明をする中で、構成要素という言葉で意識的に話をする工夫とか、積極的要件とか消極的要件とかいう説明があつたり、あるいは、効力阻却要件としての無効とか責任阻却要件としての責任無能力とかいったり、意識させるような工夫のある中で、何か財産法の教科書のようなものというのも工夫できるのかもしれませんとおもいます。長くなりまして申し訳ありません。

伊藤（創価）；山崎先生、ありがとうございました。だいぶ昔の私のこともご記憶にあるようで、そんな失礼なことを申し上げた記憶はないと思うのでありますけれども（笑）、明らかに争わなくくらいにしておいたほうがいいかもしれません（笑）。冗談はさておいて、山崎先生には研究者のお立場から貴重なご発言をいただきて、ご教授をうけることが大変多くありました。

さて、私からは、少しだけ報告させていただきます。レジュメのうち、第3の法科大学院要件事実教育研究所の設立というところは桐ヶ谷研究科長の話でかなり重複しておりますので省略します。ただ、一つだけ、模擬授業についてはここにいらっしゃる3人の先生方の学生さんにご協力いただいた大変にありがとうございます。1時間半の授業を5コマ、青山学院、慶應、中央の学生さんと創価と合わせまして約20人の学生の参加を得て行い、私も大変勉強になりました。大変にお恥ずかしいのですが、この様子

はビデオに撮影し、先生方の大学にご批判を受けるという趣旨でお配りしますので是非ご叱正賜りたい、そう思っております。また、この研究会と同じような研究会を再度12月18日にも、ここ日本俱楽部にて、山田教官にもご参加いただいて、約15、6校ですが、主に関西地方、また地方の旧帝大を招いて研究会を開催します。それから来年の3月にはシンポジウムを予定しています。あとは第3の部分は読んでいただければいいと思います。

レジュメの第1は、一般的なことを書いていまして付け加えることはありません。

レジュメ第2の創価での基本的スタンスがどういうものかについてお話をさせていただきます。要件事実の各法科大学院における捉え方はその科目だけを見てもわからないと思っています。全体の中でどういう位置づけをしているか、創価の例で言えば要件事実の基礎理論というものが民事判例研究とか民商総合研究とかあるいは民事訴訟実務の基礎A・Bとか、いろいろございますが、他の科目との関連において意味を持つと思います。私にとって幸いなことは創価大学の先生方が大変に要件事実の研究の重要性にご理解を賜りまして、試験期間を含めてということではありますが週2コマ、前期30回の時間をいただいているので、時間的には恵まれております。全体の位置づけとしては、私の授業として要件事実・事実認定の基礎理論をやって、その後の判例研究あるいは民法民訴の融合判例研究、商法判例研究、民事訴訟実務の基礎A・Bなどで生かしていく。そういう全体的な構造になっています。また、この要件事実・事実認定の基礎理論は、実務科目には入っていません。法律基本科目に入っています。

考え方としては端的にここに書いてあるとおりでして、多くの事例をやらなきゃいけないというあせりもあるが、要件事実の基本的考え方、すなわち、なぜそうなるかというところ、なぜ従来の民法学でやっている要件と違う形のものを実務でやる必要があるのか、ここをしっかりとやらないと今の既修者は、司法試験の勉強をしてきた学生が多くて、短答式に通った

者も何人かいるわけですが、どうしても従来の民法の形式と実務での要件事実の形式とがうまく融合しない。そこを解きほぐすというか、裁判における要件としてはこういうふうになっているということを学生に理解させるために、かなりの時間を総論部分で費やします。それから、司法研修所でお出しになっている教材を各自で自習させて学生に質問させる。その上でケースブック要件事実・事実認定の基本事例をやります。ケースブックをやるときも、講義はしないで基本事例についての質問を学生に出させる、その質問について討論するというやり方をとっております。ケースブックの練習問題は、答えが書いてないのですが、それをまた少し変更して学生に起案をださせて講評する。私は、行為規範の民法と裁判規範の民法との違いとをまず、徹底的にやりまして、それから研修所の教材、ケースブックの具体例をやる。こういうやり方をしています。実際には試験がありますので28コマしかやっておりませんが。

それから、90分の授業とは別にオフィスアワーがあります。誤解がないように申し上げておきますが、オフィスアワーは全くの質問タイムでありますし、新しいことはやらない、まったくの任意で来てもこなくともいい、授業でやったことで分からないうことがあればいらっしゃい、と学生にはいいます。それでも最初のころは学生は全員来ますが。オフィスアワーで新しい質問が出てきた場合には、新しいことはやりませんからその質問は受けません。授業でやったことの質問だけを受ける。しかし、質問というのは関連しておりますから必然的に新しい分野に入っていくこともあります。その場合は説明をした上で次の授業のときに全員にもう一度説明する。そうしませんと、オフィスアワーは任意だといいながら新しいことをやってしまうと事実上強制するということになってしまいますので、あくまで任意性を担保するために出席もとりませんし、遅刻という概念もありません。いつ来てもいいし、いつ帰ってもいい。こういうことでやっております。

時間も来ましたので、休憩に入ります。休憩後は、主に質疑応答をし、あるいはパネリスト同士でのやりとり、あるいは資料をご提出いただいた

法科大学院から先にご意見をいただくということでもよろしいのではないかと思います。小規模の研究会ですので、大いに討論していただき、多方 向の議論をしていただきたいと存じます。

《休憩後、質疑応答》

伊藤（創価）；まずは、一般の質疑応答に先立ちまして、事前に配布資料として書面を出していただいている大学の方に、ご意見を伺いたいと思います。あるいは、パネリスト同士で意見が違うとか意見交換したいとか、あるいは、パネリストの先生で補足したいとかありましたらお願ひします。

大江（慶應義塾）；私の方から少し補足させていただきたいのですが。慶應大学では要件事実の科目は、必須科目で第3セメスターで15回でやっております。これは要件事実に特化した科目で、ほかの内容は一切扱っていません。私の場合は、例えて言えば、高校の授業のような格好でやったといえるかもしれません。逆にいうと詰め込み主義ともいえるかもしれません。しかし、類型別くらいのものについては道具として必要なんだよということを早めに学生に知らせてやりたいと思った。そういう発想がありました。他の科目はレジュメが洪水のようにあって学生は負担に耐えかねているという状況が見て取れます。要件事実については、この薄い教科書1冊でいいんだという安心感を与えてあげたかった。民法総合という科目があり、商法総合という科目がほかにありますが、その辺の科目での連携ができればいいという思いがありました。他の科目でも要件事実的な発想をしたらどうなるかということもしているようです。このような狙いがありました。以上です。

山崎（青山学院）；資料3について補足説明します。タイトルは書いてありませんが、新民法学というタイトルの本で、民法総則の巻末につけている

ものです。総則を全部学び終わったときに考えてもらえるような課題を前提とし、要件事実的な発想を早く与えたいという発想でやっております。これがまず一点。

財産法3という法科大学院の講義形式の講義では、例えば不法行為の話をやってきて、要件事実的なことを書かせる。成立要件を一通りしたあとに、過失という要件は規範的要件ですとうようなこと、丁寧に書いたものを示す。責任能力のところですとこうこうですということを、付け足すような形で関連付けて書いています。もう少し何か工夫はあるのではないかと思いますが、何か教科書のようなものはありえないだろうかと考えています。

伊藤（創価）；それでは、次に資料をお出しいただいた東京大学、神奈川大学、駿河台大学、横浜国立大学、の順番で適宜発表していただきたいと思います。

森田修（東京）；私は法科大学院においては基本民法、未修者のための民法を担当しています、まったく要件事実の訓練を受けているものではありません。

東京大学法科大学院における要件事実の授業にておりまして、本日の川崎先生、山崎先生のご報告からも強いインパクトを受けましたので、その点についての感想を述べさせていただきます。

川崎先生の、マニュアル思考の抜きがたい強さに言及され、それについていかに予防線をはっていくかという点に苦心しておられるとう点に大変感服いたしました。他方で、授業の中で、実務家の先生がしばしば学生に対し、君は民法の授業で何を教わってきたの、民法ではこうなっているだろうと聞くと学生はぽかんとする、授業が止まるという光景を目します。私は、その教室の後ろで冷や汗をかいていますが。自分は民法の授業で一体何を教えてきたのだろうと衝撃をうけるということもございます。そこ

で山崎先生がおっしゃられたように、要件事実の実務的教育と民法の教育をどう絡めていくか、あるいはそれを含めた法学部の教育の中でどう絡めていくのかという問題を提供したいと思うわけです。山崎先生が、述べておられたところで、学部の民法教育、少なくとも法科大学院における未修者のための民法教育について、講義の内容をどのように取捨選択していくべきか、組み替えるのかという問題です。実務を前提として、判例や裁判実務で固まっていることをきちんと教えるということは皆意識としてもつているということは当然ですが、それがきちんと学生に伝わっているのかという問題があると思います。整備された知識をきちんと伝えていかなければならぬ、これを非常に強く感じました。他方で、我妻先生の議論の強さ、我妻先生の議論で動いているものは紛争類型別の要件事実という本にも強く現れているわけですけれども、我妻先生の理論から民法学をどう進めていくかということに人生を捧げてきたわけですが、その成果、理論を伝えていくことの重要性、また、その部分をどう要件事実論に返していくのかということが重要だと感じております。

また、伊藤先生がおっしゃった、民法と要件事実教育がなぜ異なるのか、裁判規範としての民法と従来の民法は違うんだ、裁判規範としての民法と行為規範としての民法は違うということをおっしゃられた。そして、将来的にはそういうふうになると思うのですが、我々が教えていく民法と要件事実論で教えていく民法が理論的には齟齬がない、そういう新しい民法を作っていくという必要があると思います。その中で、創価大学が実務法の中ではなく、民事法の基礎という位置づけで要件事実を教えている、その点は非常に示唆的だと思います。他方、法曹教育、大学の一部で要件事実論が教育として展開される、民法の教員も関与していくということを考えますと、おそらく民法の研究解釈そのものの大きな組み替えというものが起こるのではないか。伊藤先生のお仕事もそういう方向を志向されているわけでして、学会全体が受け止めていく必要があるのではないか。一部、対立のような状態が生まれているわけですけれども、それが生産的なコミュ

ニケーションになっていけるのではないか、少なくとも私のような狭間の世代は、つなげていく仕事をしていくことが大事なのではないか、そのように考えております。来年は山野目先生が中心となってそのようなテーマが取り上げられることになるので期待したいと思います。

伊藤（創価）；私は、学部での民法教育においても要件事実論的思考が必要と考えていますが、民法教育と異なるといったのは、今までのやり方で民法の勉強をしてきた人、特に司法試験の勉強をしてきた人、今の既修者の方々は、そのように要件事実論的視点から民法の勉強をしてきたとは言えないと思います。民法の要件をすべて平面的に捉えてAプラスBプラスCプラスDと考えていて、AプラスBプラスCマイナスDとは考えていない。すべてを積極要件としてしか考えておらず、積極要件と消極要件の組み合わせで考えるという発想がない。そういう現状と従来の民法学とは異なる。私の目指すものは民法学の考え方方が要件事実論といったりきたりしながらフィードバックされながら発展していくということです。森田先生はこの点よくわかつていらっしゃいますが、少し説明を補足させていただきました。

ここでせっかく私法学会の話がでしたので、山野目先生から一言お願いしたいと思います。

山野目章夫（早稲田）；本日は貴重な機会にお招きいただきましてありがとうございます。来年の学会のご紹介をさせていただきます。日本私法学会が2005年10月に九州大学で開催予定です。シンポジウムは複数ありますが、その一つを「要件事実論と民法学との対話」というテーマで開催する予定で、現在企画の準備を進めています。研究者が要件事実論に対して抱いているイメージは、ひとそれぞれあるわけですが、従来は、裁判実務に密接なかかわりがあると思われてきました。また、学問との関係では、民事訴訟法学とより距離が近いものと捉えられてきた。この私法学会の期間

中に、またシンポは1日という時間ではありますが、実体法の代表である民法と要件事実論が近い関係にあるのだということにイメージを変えさせることができれば大成功なのではないかと考え、準備を進めているところです。本日のパネラーの先生の発言もそれに重なり合うところが多いのではないかと考えています。伊藤先生の「要件事実・事実認定入門」という本を拝見しますと、どういう風に立証責任を分配していくかというところで、基本は人の普通の考え方によるべきだという部分を読みまして、私は半分安心し、半分は非常に重く受け止めました。今まで民法の研究者は要件事実論のトレーニングを受けてきたわけではありません。そういう人々がこういう研究会などで交流させていただくときにいったいどういう世界が広がっているだろうと心配していましたが、人の普通の考え方によるべきだという話を聞くと安心いたしました。逆に、従来の思考様式が要件事実論の土俵で本格的に試されるということになるわけでして、これは重く受け止めなければならない。そのようなことを考えております。この時期に学会がこのテーマを取り上げるという難しさはあると思いますが、私はむしろこのテーマの魅力のほうを評価して取り組み始めました。

法科大学院制度が始まり、司法制度改革審議会の意見書が、やがては法科大学院卒業生が教壇にたつのが望ましいという答申を出しました。早くても15年20年後には現在の法科大学院1期生が教壇に立つときがきます。私たち研究者としてこの時代状況にかかわったものとして、この過渡期を何もしないで要件事実論との関係でなおざりに対処するのは許されない。過渡期を担った者として精一杯のことをさせていただきたいと思っていますので、また、いろんな機会に諸先生方にご指導を賜りたいと思います。

伊藤（創価）：山崎先生、森田先生に加えて、民法の研究者の先生から非常にご理解のある意見を頂戴し、ありがとうございます。

喜多村治雄（駿河台）：レジュメにシラバスをつけた理由は、駿河台大学で

は、要件事実論を民事訴訟実務の基礎でやることにしているのですが、教官3人が担当していまして、シラバスの作成を担当したのが私であります。シラバスは私の考えに従って自分が書いたものでありますと、要件事実論に対する私の思いがでているかと思いまして、シラバスをつけたわけです。それを基礎にしまして要件事実の重要性を3点ほど述べたいと思います。

第1は、要件事実論は民事裁判における共通の言語であるということです。私は昭和38年の任官ですが、当時は戦前からの弁護士さんがたくさん法廷にきていたわけです。当事者は事実を語れといいますが、その方たちのおっしゃることや、準備書面などを見ていますと、事実を語っていただくのは結構なのですが、要件事実論の考え方からすると、あまり関係がないこと、不必要なことが多く、その半面大事なことは欠けている。何回か準備書面を出すとその度にニュアンスが変わってくる。そういうことで非常に苦労したわけです。ところがその後は司法研修所出身の弁護士さんがだんだん増えまして、要件事実論に従った教育を受けた方が法廷に立ちます。すると裁判所が釈明することも非常によくわかっています。その趣旨で弁論し準備書面を書いていただく。これは裁判の効率化、事案解明に非常に役立ちましたし、要件事実論が重要な役割を担っていたということがよくわかります。

第2点は、請求原因、抗弁、再抗弁、と組み立てていきますと、実際の民事裁判において立体的な構築物になる、それがすなわち民事裁判における論理学になっているということです。民法の教育を受けまして、法律要件の事実としてこういう点が必要だということは学ぶのですけど、それが実際の民事裁判の実務におきまして請求原因、抗弁、再抗弁と構築されることによって立体的な構築物になる。そして、この論理学にしたがって、何を事実認定していくかがわかる。事実認定を正当にさえ行えば、容易に正当な結論がでてくる。こういう論理学になっているということです。

第3点は、民事裁判における審理の指針となるということです。つまり、

複雑な民事事件が要件事実論によって整理される、そして裁判所はそれに従って事実認定すれば正しい結論に導かれる。また、訴訟代理人からすれば、勝訴するためには何を主張し何を立証すればいいか指針を得られるということがあります。そういう思いをこめてシラバスを作成したわけです。

授業としては、民事訴訟実務の基礎は、既修者の秋学期に2単位15回により行っております。まず、民事訴訟法が民事裁判の実際においてどのように運営され適用されていくかに始まって、事実整理をし証拠調べをし判断に至る、その間に和解も適宜いれる、というような訴訟運営の実態の話をします。民事訴訟法を学問で学んだ知識が、民事裁判の実際にはこうなると実感して感じ取ってもらう。その上で、できるだけ多くの要件事実の紛争別類型をやることになっています。その素材としては紛争類型別の要件事実や、問題研究要件事実一言い分方式などを使用してやりますが、これだけでは足りないので12回、13回のところでは、交通事故、詐害行為取消訴訟も取り入れてみました。実際に秋になりました授業を行ったわけですが、私の大学では既修者22名いますが、第1回では、司法研修所からでている4訂民事訴訟第1審手続の解説に従ったビデオを見せました。記録は単独事件、ビデオは合議事件という点は違っておりますが、民事裁判の実際をビジュアルにみせることができ、解説には有効ではないかと思います。第2回以降では、民事訴訟第1審手続の解説をしたわけです。教材として使用した書物の中には、要件事実論に関する部分もありますし、立証責任の分配に関する解説もあり、こういうところに十分に力を入れて解説したつもりでしたが、最後に教材にある記録に基づいて事実整理をしなさいという小テストをしましたところ、どうも質問の趣旨もよくわかつていよいよあります、私としては相当囁み碎いて説明したつもりですが、初学者のせいかあまりできがよくありませんでした。要件事実とは法律要件に該当する最小限の具体的な事実だよといっているのですが、請求原因としての要件事実とか、抗弁としての要件事実とか、をひっくるめて考えているようで、なかなかそここのところの理解が難しかったようであり

ます。そして、毎回の授業の冒頭では、前回学んだ重要なところを何人の学生に当てながら、理解の程度を確かめて進めるようにしています。現在のところ、紛争類型別は売買契約に基づく代金支払請求訴訟、目的物引渡訴訟、賃金請求訴訟の請求原因とそれに対する抗弁以下の攻撃防御方法を話しただけであります。まだ前途多難でありますし、いったい予定の授業回数で全部終わるか心もとないところであります。ところで、要件事実論の教材については言い分方式による問題研究要件事実を使用しています。私は最初は紛争類型別の要件事実の本を使おうかとも考えたのですが、初学者に対しては言い分方式のほうがわかりやすいのではないかと思い、それを使っております。ただ、授業の内容は、紛争類型別の要件事実にしたがって補充しながらやっております。また、参考文献として挙げておりますので、学生の中では紛争類型別の要件事実の本を持っているもののがかなりおります。私は要件事実論を教えているわけですけれども、常に言っていることは、民法の基本書に従って民法そのものを学ぶことがいかに大事かということです。その基礎があつてはじめて要件事実論の話をしてもよく理解できるのではないかと思います。民法の教育と要件事実論を別物とは考えていません。

それからもう一つは、新司法試験との関係ですが、近頃サンプル問題がでまして、民事系第1問を見ますと、当事者の双方の言い分にしたがって、事実整理することがいかに大事であるかがわかります。事実整理をして初めて、原告からすればどこが重要なのか、被告からすればどこが重要なのかが理解できる。それを正確にしないと問題点すら把握できないということになるのではと、思います。学生に対しては、要件事実論の頭でもって、与えられた事実をどのように構成していくか、そこから解決の糸口が見えてくるということを話したいと思っています。それから、先ほど要件事実論は共通言語だという話をしましたが、実務家の先生とは非常に話が通じるのですが、研究者と議論すると意思の疎通が十分に図れないというときがある。研究者の先生方もどうか要件事実論に深いご理解をいただきた

いと思います。

伊藤（創価）；大変有意義なお話をありがとうございました。次は、横浜国
立大学、杉原先生お願いします。

杉原光昭（横浜国立）；当大学院では、要件事実と事実認定という科目名のもとで、2年次の後期の前半に週1回90分授業を8回行っております。他大学と比べると要件事実に割く時間が非常に少ないのでないかというのが私の率直な感想です。この時期に要件事実教育を割り振った理由は、ひととおり実体法である民法を学習した生徒に要件事実を教えることによって民法が民事裁判でどのように適用されているのかを学んでもらう、それを学んでもらった上で、次のステップ、いわゆる民事実務演習や民事模擬裁判などの実務科目に適用できるようになってもらう、という意味でこの時期にいれたということです。教官は横浜地方裁判所から裁判官を派遣していただきまして、要件事実の教育をしております。教材は、その裁判官が独自に作成したものを使っていまして、毎回学生に起案をしてもらうという方法をとっております。教材ですが、主として当事者双方の言い分を掲げて、原告側の主張、被告側の主張に分けて、請求原因、抗弁等、それらに対する認否などを考えさせながら、事実整理をさせてているという形式であります。これは実際私が直接担当しているわけではないので、細かい内容は申し上げられません。全部で8回しかありませんで、その大部分が要件事実論を教えているようですが、事実認定も行っているようです。それでもやはり、この科目だけでは足りないので、その後行われる民事実務演習や事訴訟演習において、請求原因を書かせたり答弁書を起案させたりして、適宜要件事実の講義をやる予定です。

現時点で、私個人が考えている不安なのですが、これまでの要件事実の教育は、民法の知識十分な司法修習生を対象者として行われてきたものであると。法科大学院はいかに既修者といえども民法・民事訴訟法の知識が

不十分な人たちなのです。こういう人たちに対して要件事実教育を行った場合に、民法の解釈の仕方、あるいは考え方による混乱を生じさせてしまうのではないかという点が若干不安です。あるいは、この不安は取り越し苦労であって、逆に要件事実教育をすることによって実体法である民法の理解が深まるのではないかという期待も持っているわけです。この不安と期待が錯綜している中で、今後の授業で学生の反応などを見て必要に応じて講義内容等をこれから考えていく次第です。

伊藤（創価）；有意義なお話ありがとうございます。これで書面をお出ししていただいた先生方はお話をいたしましたが、今日は非常にたくさんの練達の師がそろっていらっしゃるわけですので、どなたでも是非お話をくださいませんでしょうか。

宮岡孝之（専修）；私は、要件事実論の到達点については川崎先生とまったく同感でございます。私は、要件事実的発想は未修者の導入授業に役立つと思っています。今年のゴールデンウィークに未修者の希望者をセミナーハウスに連れて行って3日間缶詰にして合宿を行いました。私は民事系ということで担当したのですけれども、例えばこういう話をしました。甲が乙にお金を渡す場合はどういう場合がありますか。金銭消費貸借、売買などいろいろな場合があります。では甲が乙にお金を返してくださいという場合はどういう場合がありますか。金銭消費貸借であればもともと返すことは契約の中身ですから、どういう違いがあるのかということがでてきます。売買でお金を返すということになると、もともと契約の要件的には入っていないから、債務不履行、意思の欠缺、瑕疵ある意思表示ということになってきます。なぜこういう話をするかというのは、真正未修者に対して民法の道具はどこでどう使われているかということを早い段階で意識させることが教育的効果が高いだろうと思ったからです。実は、私は当初からカリキュラム編成には携わっていて、民法については債権各論から教え

てほしいと希望したのですが、残念ですがとおらなかつた。そこで民法総則と物権が前期で一緒に走っていく、こうなりますと学生は本当に何が理解できているのだろうということになり、導入授業としてそういうことをやっています。そういう意味で、先ほどの山崎先生のように民法と要件事実論とどこに接点を求めるかということで、そういう考え方をすることで学生が違和感を持たなくなるという点で有効かなと思っています。

永石一郎（一橋）；来年の3年次から授業始まるものですから、現在は学部で民事手続概論を教えています。日弁連の法務研究財団が第3者評価機関と認定されまして、私は評価委員としてある法科大学院へ参りました。各大学の先生方は学生アンケートなどで評価されますが、とにかく資料を与えすぎて、生徒が消化不良になってしまふ。そしてまた授業を平行してやらせる、したがつて、生徒がまったく混乱しております。日本はアメリカなどとは違いまして、バンデクテン方式に従つて最低でも要件事実をやるためにには総則、物権、債権総論、債権各論、売買、賃貸借などをやつたうえでやるべきではないかと思います。担保物権などは要件事実では早期にはでてこないということで、今申し上げたところは、要件事実教育をやる前に絶対やるべきだと思います。

それから、大江先生にご質問なのですが、シンプルな教材で要件事実をやる場合、生徒は予習しやすいと思いますけど、予習の指示をどういうふうにしておられるのか、また、授業にあたりペーパーのようなもの、目的とかここは注意したほうがいいとかいうことを書いた資料のようなものを出しているかどうか、この2点をお聞きしたいと思います。

その前に、一言申し上げたいのですが、司法研修所で教官をやっていた経験からは、要件事実の正解はひとつではない、教官によってブロックから違つてきます。民法の解釈によって変わってきますから、当然なのですけれども。予備校は答えはひとつなんですが、本当は要件事実は答えは一つではない、こんなに広がつてゐるんだよということを将来的には教えて

いただきたいなと思っています。

大江（慶應義塾）；お答えいたします。どの程度の予習を要求するかということですけれども、授業は10ページくらい進めていくわけですから、そこを読んでくればよい。後の結果報告を見れば予習の時間はあまりいらないということがわかった。他の科目で時間をとられているのだと思うのです。予習してくるという人はもちろんいるわけですけれども、どうもそうしなくてもよさそうだということがわかって途中から予習をやめたという人もいる。ただ授業評価のアンケートを見ますと、復習には時間をかけているようです。どこに重点をおかなければいけないかというペーパーですが、これは一切出していません。

永石（一橋）；今の受験生は予備校で蝶よ花よと大事にされることに慣れていますから、サービスを教員がやる、学校がやる、という考えに支配されているように思います。ペーパー、ガイドライン、資料を出しててくれる先生が良い先生、良い授業という評価があるようだと思う。私はそれに反対ですけれども、大江先生のように何も資料を出さずに生徒から評価されているという話を聞きますと、もっとがんばってくださいと声援を送りたくなります。ありがとうございました。

柴谷晃（駒沢）；弁護士をやっております。要件事実の各論といいますか、当面悩んでいることについて皆さんにご意見ご教授いただきたいと思っています。駒沢大学の要件事実教育としては、第4セメスターに民事訴訟実務の基礎論という科目で、もっぱら要件事実論をやっています。そして第5セメスターで民事裁判演習という科目のなかで主張整理等の演習をやらせる。それに加えて訴訟手続の最初から終わりまでやる予定です。具体的には事実認定、和解条項の書き方、交互尋問などをやろうと計画しています。

当面、前半の民事訴訟実務の基礎論で要件事実をやるときに、要件事実の応用に当たる難しい部分をどの程度教えておけばいいのか、これを困っています。例えば、対抗要件の具備についての主張立証責任については、司法研修所では、権利抗弁説というのを教わった。すると権利抗弁説を生徒に教えようとすると債権譲渡の例をとって説明しないと生徒は分からない。債権譲渡の要件事実を説明しようとしますとその前段階として準物権行為というものを認めるのか、債権行為だけで効果が生じるのかというところから話をしないといけない。その後に対抗要件の話をしようとしても、研修所で教わったせり上がりが理解できないと権利抗弁説が本当に理解できないのではないか。すると、せり上がりというのは、請求原因、抗弁、再抗弁の分配の応用にあたる部分ですから、いきなり応用を教えていることになってしまう。

また、あるいは、現在、第5セメスター用の教材を作成中ですが、簡単な事例でもAプラスB、予備的請求原因などがでてきてしまう。そうすると簡単だと思っていても難しくなってしまう。それを生徒に教えた場合、要件事実論の原則ですら難しい、応用論まで出てくるとさらに難しくなつてごっちゃになってしまいのではないか。私としては、原則論だけやりたい。しかし、権利抗弁説くらいまでは教えたい。その辺のギャップに悩んでおります。先生方はどの程度教えておられるのか教えていただきたい。

山田（司法研修所）；研修所では前期に不動産の二重譲渡を取り上げています。なぜ権利抗弁説がいいのかという説明をするときに、債権譲渡ではどうかというところで第3者抗弁説のおかしなところが出てくる。おっしゃるとおりそこまで踏み込んでくると修習生はかなり混乱してきます。そこで、実際は、3説あると、それらの説の優劣は権利抗弁説がいいと考えているけど、詳しくは第1巻に書いてあるからそこを読んでごらん、という程度にとどめています。

大江（慶應義塾）；補足ですが、要件事実には正解はないとはおっしゃいますが、判例通説からすれば一応の正解があるのではないかということは教えてています。私は、紛争類型別に書いてある範疇だけにとどめていて、それ以上は深く説明していません。

山田（司法研修所）；今の正解不正解という問題ですが、教官室では実務の判例通説ではこれが正しいと教える。しかし、実体法の解釈が分かれる場合は、この説をとつたらこうなるという説明はします。その上で少数説がいいと考える人は、その理由のところで反対説の理解をしめして自分の考えをきちんと書いてくれればいいという説明はしています。紛争類型別で説の対立が問題となるのは代物弁済ですね。代物弁済についてはその法的性質を諾成契約とみるか要物契約とみるかで要件事実の整理が違ってくる。どちらが正解かは教官室でも変遷があったようで、今は諾成契約説で考えているんですけど、実体法の解釈を踏まえたうえで要件事実の整理ができていればオッケーという教え方をしています。

川崎（中央）；正解があるかないかということに関連して、ケースブックの練習問題をやっていますと中には類型別に出てこないものもある。まず、条文に戻る、どんな解釈ができるかなと学生なりに考えたのが出てくる。こちらも考えてみて、そういう考え方もできるな、よく考えているなと思うこともあります。倉田先生の本なんか当たってみると、学生の考えに近いものが出ていたりすると。むしろ、条文から普通に考えるところの風にも考えられるというところが出てくれればいいのかなという印象です。

伊藤（創価）；私からも関連した感想ですが、不動産物権変動でやると第三者抗弁説のおかしいところは学生はだいたい理解ができるよう思います。AプラスBの問題はいろいろなところで出てきますから、最終的には説明しないといけないので、要件事実の勉強を始めたばかりの学生には、

事例問題をやさしくするために、ある程度の前提を与えて、考えさせるということもあります。最初に学生に起案させるときは、この事実関係を無視するとか、こういう問題がでてくるけどそこは考えなくていいなどといった仮説を立ててあげると、学生は起案しやすいようです。もちろん、そのようにして省略した問題点についても、学生から気がついてきたら、もちろん説明する。書いてきた学生にそれは間違いだと頭からやると、学生は萎縮しますから、少し事例を易しくして行うという方法がいいのではないかと思います。

それから、いろんな考え方があるというのはそのとおりなのですが、法科大学院は実務法曹を育てるところなので実務の通説的な考え方、あるいは確定判例によれば要件事実はこうなるということは教えなければならない。そして伝えるだけでなく、どうして通説がこうなっているのかということは教えないといけない。同時に自分の違う考えがあればそれも説明することになります。そうでないと教育というのはできないと思います。司法研修所において修習生に教えるときでも、民裁教官室の説はこうだが、自分は反対だというときに、自分の考でないものを自分の考のように教えることはできない。それは教育ではない。反対に、他のすべての教官の説は言わずに自分の説だけを伝えるのはよくない。そう考えると、今述べたようなやり方になると思います。

小倉顕（白鷗）；本日は大変参考になるご意見、ご報告をいただき、感謝しております。白鷗大学は要件事実教育を中心に行うのは第5セメスター、民事訴訟実務の基礎で扱うということになっています。いわゆる要件事実論に特化した授業を担当していません。私のような要件事実に特化しているわけではないけど、要件事実を踏まえてやっているところをご紹介して、またご批判をいただければと思います。

私は、民事訴訟法演習を担当しています、第5セメスターで初めて要件事実をやるというのはいかにも遅いという気がしていました、この演習

の中で要件事実をとりいれてやっています。最高裁判例を選んで1回の授業で3、4件をピックアップして、判例研究を主体にしているのですが、その中の1件は民集の1、2審の判決を必ず読ませて、訴訟物、請求原因、抗弁などについて予習させて、議論の素材にするという形をとっています。そうすると、要件事実のいろんな問題がでてきます。研修所の教材にも載っていないようなものが出でてきます。そういう問題は扱い方が難しいと感じますが、こういうふうに考えたらどうかということは言うのですが、それが正しいか諸君も考えてほしいといっています。一応自分の考えをいわないと先に進めないですから。判例を中心に要件事実をピックアップすると3分の2くらい時間とられてしまうんですけど、それはそれでいいと割り切っています。それは民法、商法、訴訟法の問題もいろいろ出てくる。そういうのがない易しいものを選べということになるとこれは難しいわけです。ですから民事訴訟法の問題としては興味深い問題を選びます。あまり長文のものは負担に耐えかねますので、1、2審あわせて10ページ以内のものを選ぶようにしています。ですからそれ以外の選んだ判例については法理論の議論しかできないということになります。メリットは1、2審の判決は事実がある程度整理されているものでありまして、初学者にとってはある程度整理されているものから入るのも一つの方法だと思います。もちろん必ずしも整理されていないものもある。事実認定に役立つものもあるということで、解明されていない問題がずいぶん出てくる。それで、皆さんにお尋ねしたいのは、要件事実に特化した科目は早くしたほうがよいか、難しい問題になるとある程度基本的な知識を得た後がよいのか、両面試行錯誤しながらやってますが、私は、早くからやったほうがいいとは思っているのですが。司法研修所から出されている問題研究を教材として希望者をつのって夏休みにやりました。ブロックダイヤグラムの作り方は重要な事実が何であるかピックアップするのに非常に有意義であると指導しておりますが、どの時期でやるのが一番いいのかという点を非常に迷っています。

伊藤（創価）；少し意見を述べたいのですが、創価の場合は、要件事実・事実認定基礎理論という科目は、実務科目ではなく法律基本科目であって、第3セメスター、既修者の一番最初に週2回、全部で30回という時間をとつて、非常に早い時期にやっています。学生の理解力が心配になるところですが、民法の基本的理解があれば、要件事実と一緒にやっていけば、民法の理解が深まる。もっと進めれば学部生のときからやるということになるわけですが。少なくとも法科大学院の2年生の最初からやってもちっとも困らないと思います。要件事実論の基本、なぜそうなるのかということをきちっとやっていけば、学生は抵抗感なく、違和感なく入っていく。それから要件事実論をやるときに事実認定論も一体化していると考えているわけですが、立証の公平という事実認定の基本からやっていけばついていける。法科大学院の2年生が終わってからのほうがいいという考えは持っていないません。私の意見としては早くやるほうがよいと思います。

小倉（白鷗）；もっともだと思います。私はカリキュラムを決めた段階では関与していなかった。私の本心は早くやったほうがよいと考えています。

伊藤（創価）；民事訴訟法の研究者の先生から要件事実論あるいは法科大学院における要件事実教育をどうとらえていらっしゃるか意見を聞かせていただきたいと思いますが。

坂田宏（東北）；民事要件事実基礎という科目でやっています。第3、4セメスターを通じ、隔週で行うので2単位ということです。担当者は仙台高等裁判所からの派遣裁判官です。要件事実は民法とのかかわりが強いということは事実であります。しかし、従来の民法と整合した議論ができなかつた。その背景は、要件事実がでてくるのは訴訟、裁判を前提としているからだと思います。民事訴訟は、事実として訴訟経済などの政策的な判断をしている。訴訟物、請求原因、答弁書との関連から、争いがあれば次の段

階にいって、争われている事実を証明すると。これはスクリーニングをかけているのかなと考える。裁判所が紛争を解決するために事実を分解して、再度、構成している。このパターンは、民法学では通常とらないパターンだと思うのです。通常、民法学では、権利があるかないかということをすべての要件が満たされているかいないかという観点から捉えているのではないか。そのへんが民法学と民事訴訟法学との違いでもあるのかなという気もしますけど。完全に整合した議論はまだできないかもしれない。東北大学での要件事実教育は、本日先生方がおっしゃっていたところとほとんど変わらないと思いますけど、特に、共通言語、立体的に構築された論理学であるというのは前提として教えるべきことではないかという点は担当者間では合意できていると思います。

伊藤（創価）；訴訟法学の観点からありがとうございます。他に民事訴訟法の研究者の先生がいらっしゃいましたら、是非お願いします。

中村雅磨（東海）；私は、研究者で民事訴訟法を担当しています。法律の基本科目で判決手続の概論を教えています。要件事実は、民事訴訟実務の基礎という科目で、第5セメスター、既修者が来年学ぶ予定です。東京地裁の派遣裁判官が来る予定です。卓越した方が、初学者に初めから教えると効果があると思いますが、不慣れな人が教えると却って学生は混乱してしまうのではないかと思います。実務家の方は、そういう意味で初心者にもうまく指導できると思いますが、私ども研究者教員の場合、特に民事訴訟法の場合は、難しいかもしれません。私は、今、既判力の客観的範囲のところをやっているのですが、教材は判例百選を使用しています。新司法試験のサンプル問題、長文で資料もたくさんついていて余計なことも書いてある。要件事実的に整理していく解答しなければいけないということも確かに分かりますが、学生にしてみたのですが、そういう知識がたとえなくても、うまく整理していくためには要件事実の知識なくてもできるので

はないか、私はそう思っているわけです。私の授業に対しては、学生からの要望が非常に多くて、毎回資料を配り、教科書、参考書も百選もわかりやすいプリントにして配れと要求される。夜中までやっているわけですが、それに対して学生の手ごたえが非常にある。それに救われているわけですが。例えば、既判力の客観的範囲、形成権、相殺の抗弁、しばり教えたほうがいいのではないか、ベテランの先生ならはじめから要件事実をおしえるのはいいけれどもと思っています。司法研修所の前期修習を法科大学院に前倒しをするのであれば、3年生になった時点で、段階的に教育するのがいいのではないかと考えています。また、民法でも民事訴訟法においても、要件事実論はすべての問題にかぶさってくるのかというのを疑問に思っています。主張責任、立証責任のところにかかわってくるのは分かりますが、当事者論とか既判力とかいろんな民事訴訟の基本知識を指導しなくてはならないところにおいては要件事実がかぶさっていくのかは疑問です。そういう意味で法律の基本的知識を習得した高学年の学生に対して前期修習の内容を前倒しして教えたほうが効果的かなと思っています。

伊藤（創価）；それについてはまた、いろいろなご意見があるかと思いますが。他にご発言のなかった先生方、どうぞ。

三宅弘（独協）；私は2年次の民法演習と行政法演習を担当しています。2年生の既修者を選定したときにゼロだったので今年は授業は担当していません。何か補習をやれということになりました、憲法と行政法の判例を読ませていました。どうしても請求原因と抗弁がでてくるので、要件事実のいろはを教えないときちんとした判例の理解にならないなという気がしました。

2学期になると、学生に試験的にクリニックをさせました。草加市の法律相談に埼玉県弁護士会の協力を得て、横に学生を座らせて実際の相談を聞かせる。学生の話を聞いてみると、相談者の話を聞くときにはすべて

をノートにとるという傾向がありがちということです。我々実務家は弁護士としてスクリーニングしていると思います。その点は初学者とくに未修者の方の報告を聞いていると、どうも事実の整理の仕方ができていないと思いました。未修者の1年次の早い段階で要件事実的な民法の考え方を身につけさせる必要があるのではないか。行政法、憲法の勉強にも効率が悪いと考えます。3年間で純粹な未修者をどこまでレベルアップさせるのかというのは新しい制度の課題だと思っています。私は、授業がないもので他の先生が使用している教材をずっと見させてもらったのですが、一番効率がいいのは、紛争のある程度のパターンについては要件事実を早めに教えたほうがいいのではないかということです。それで、2学期は言い分方式の問題を学生に解かせながら、判例の解説をしながら、話す内容は紛争類型別の解説をすればだいたい足りるのかなと思ってやっているところです。何名かの学生が来てくれて、民法が非常にわかりやすくなつたと言つていました。基本的なところは早めにやつたほうがいいという意見です。

それからもう一つは、3年次の民事法の総合演習のときに、事実認定なども含めたカリキュラムでやろうと思っています、また、法律文書作成の授業も担当しているもので、そこではもう一度、要件事実を骨にして、紛争類型別を中心に教材を選んで、要件事実から事実認定まで一件ずつやろうかと考えているわけです。要件事実の基本的な部分、紛争類型別に出てくる類型のようなものについては早めにやると、それをいろんな大学に広めていくというのがこの研究会の大きな役割でもあるのではないかと思います。それから、派遣裁判官の点ですが、研究者の民法の教授と裁判官とのコミュニケーションが難しいようで、また、派遣裁判官が何を教えるかという裁判所側の共通理解がないようです。是非、司法研修所かどこかで派遣裁判官に対して、2年次の前半であれば言い分と類型別を使用してどれだけ知識とスクリーニングしていく技術とを身に着けるかという観点でフォローアップをしていただきたい。そういうことをしないと大学によってばらつきが出てくるのではないかと思います。どこがやるべき役割

かはちょっとよく分からぬのですが、そういう試みをやっていただきたいと考えています。

山田（司法研修所）；来年から新しく派遣裁判官として行く方たちには、12月に司法研修所にきていただきて、いろいろメニューを示しながらこういう形でやつたらどうですかという協議会を持っています。その後は、ある程度全体像がでてきて、その内容についてもお話ができるようになると思っています。

伊藤（創価）；要件事実を早くからやるという点については私も賛成なのですが、最初からすると混乱するという意見もございました。これに対して何かご意見はありますか？

三宅（独協）；独協大学の場合は、債権各論から入りまして、前期で、売買、賃貸借、総則物権をひととおりざつとやります。どのくらい身についているかは少し疑問なのですが。後期は、民事訴訟法もやりますので訴訟物とかもわかるようになります。1年の後半くらいで、これは習ったでしょというと、そうだったかな、というくらいにはなってきます。やはり1年生の後半くらいで、民法の教科書は内田先生か大村先生かどちらかの教科書を学生は使用していますが、それとは違う角度で民法をやることができる。たて糸とよこ糸みたいなものだと思うのですが。実務的な発想、つまり先ほどの話でいいますと、依頼者から生の事実を聞いたときの振り分けの技術が必要だと思います。

森田（東京）；私も、要件事実教育を早く始めたほうがよいという意見に賛成ですが、2年次のあたまからが限界ではないか、未修者の民法の教育と並行してやるのはどうかなという気がします。これは私の個人的な感触です。もう一つは、従来の民法学と従来の要件事実をこのまま続けるという

のではなく、従来の民法学もこれから変わっていきますので、学部の民法学の教育も変わっていく、そして法学部の教員もそのうち法科大学院の教育を受けた人となっていくという時代が来るわけですから、大きく構造変換していくばんどん変わっていくと。中期的には、やはり既修者の頭からはじめるというのが現実的な選択ではないかと思います。民法学としては肅々と要件事実論のインパクトを受け止めて新しい方向に構造転換していくことを進めたいというふうに思っています。

山野目（早稲田）：どの段階から要件事実論に触れさせるかというときに、要件事実論にもおそらく段階があると思うのです。おそらく3つあると思うのですが、最初は興味関心を喚起する、2番目に要件事実論の本質を把握させる、3番目に実際的な習得を促すという風に考えたときに、1番目の興味関心という点では、第1セメスターでやってもまったくおかしくないし、むしろ有益なのではないかと思います。第2、第3の段階についてはそれを多少前倒しにするか、遅くやるかはその先生のご判断があるだろうなと、今日のお話を受けたまわっていて感じました。

山崎（青山学院）：先ほどの坂田先生のお話で、行為規範ということがでてきましたのでその点に関連して述べます。民法は紛争解決の基準、すなわちこういう要件が整えばこういう権利が発生するということを教えているのですが、それがどういうところで働くかに関しては、意識しながら教えてきたこともあるのではないか、と思います。法科大学院におきましてもローヤリングとかでできます。そうすると、その中でも単に証拠というだけでなく、証拠をどう保全することが大切か、学部でもそのように証拠を保全していく重要性の話しがでてくる、今、山野目先生が言われたように、関心喚起という点では、行為規範という機能を示しつつ、要件事実に注意を向けてもらうということもできるのではないか。私の見地では、学部も法科大学院においても民事実務、ローヤリングということも含めた

法律家としての仕事としての観点でできるのではないかと思います。要件事実論といつても、どのように組み合わせていくのがいいのかというのがポイントで、ここは今までみんなで考えたことがなかった。民法と民訴とで考えようとか、実務家と研究者教員とで考えようとか、組み合わせを超えて、みんなでわいわいとここをこうやると学生がよくわかるとか考えていくと生産的にできるのではないかと思います。

伊藤（創価）；本日は大変長時間にわたりまして、いろんな角度からして議論、ご意見いただきまして、本当にありがとうございます。パネラーの先生方、ご出席の先生方ありがとうございました。

以上